

第8回 陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会 議事概要

- 1 日 時 令和4年6月28日（火） 9時30分～12時00分
- 2 会 場 ホテル メルパルク東京 3F牡丹
東京都港区芝公園2-5-20
- 3 出 席 10委員（委員総数10名）
委 員 苦瀬博仁委員、大西明宏委員、黒川久幸委員、森山みづほ委員、
二村浩之委員、世永正伸委員、大西政弘委員、高瀬健一郎委員、
安部慎二委員、宿谷肇委員
オブザーバー 厚生労働省建設安全対策室 土井室長、佐藤技術審査官、
福井中央産業安全専門官、鈴木係長
国土交通省 トラック事業適正化対策室 斎藤室長、渋谷係長
労働安全衛生総合研究所 柴田研究員
日本自動車車体工業会 小澤浩之課長
- 事務局 黒谷部長、木下課長補佐、滝谷主任
- 4 議題等 (1) 第7回検討会議事概要
(2) テールゲートリフターの構造要件の策定に関する委員会報告について
(3) 安全衛生教育の徹底について
(4) 報告書目次(案)について

5 議事進行状況

【議題（1）第7回議事概要について】

○事務局

「資料3」に基づいて、第7回検討会の議事概要について説明を行い、各委員承認

【議題（2）テールゲートリフターの構造要件の策定に関する委員会報告について】

○大西（明）委員

「資料5」に基づいて、テールゲートリフターの構造要件委員会からの提言を説明

資料5の1～3番についてはメーカー側もユーザー側も安全な対策となるので進めていきたいとなつたが、4番については全く折り合いがつかず、内容も十分審議する時間もなかつたため、最低限ここは押さえておかないといけないといふ部分を今回報告させていただいた。厚労省での特別教育化、そして陸災防でも行う安全教育について、なるべくユーザーに負担がかからないような要望ができるよう進めていただければと考える。

構造要件委員会の事務局として中立の立場から報告書をまとめたが、陸災防検討会

委員の立場として正直な感想を言うと、メーカー側にももう少し折れて欲しかった部分があるし、ユーザー側も荷物を落としてしまう物損事故を起こしたくないので荷と一緒にテールゲートリフターに昇降したいという姿勢ではなく、労働災害を減らすために考えて欲しかった。現時点では今回の内容でまとめていくしかなく、地面と荷台の間で一旦昇降板を止めて階段のように昇り降りすることを推奨する形になる。しかし、実際に作業者がそのような作業をしてくれるとは思えない。法的な規制もない中、作業者は効率を重視し荷と一緒に昇降する。そうなると結果的には、安全な対策が無い今の危険な状態のまま作業されてしまうことになる。構造要件委員会の役割としては、安全かつ作業効率を満たしたことを、すぐに実施できるようにしていくことが本来の筋であると考えるが、結局何の結論も出せなかっただし、世の中に対しても労働災害を減らせるような提案ができなかつたということは申し訳なく思っている。どうすればいいのかということも現状では分からぬが、ぜひ検討会で皆様から意見をいただきながら、現実的かつ安全な方法を考えていきたい。

○大西（政）委員

私も当委員会に参加していたが、テールゲートリフターを使った作業というのは荷役の効率化の上で避けては通れない。業界としてもこの荷役形態は推進していきたいと考えているので、当委員会が普及の支障にならないように議論していきたい。始業前点検や安全教育の実施についても、事業者側の負担にならないように始業前点検表や教育マニュアルを作成し、実施しやすいようにしていかなければと考える。

○大西（明）委員

教育について、最終的にテールゲートリフターが特別教育化されるのであれば、その中でフォーマットを決めて進められていくのかなと考える。特別教育以外の再教育等については、陸災防などで現在実施している教育の中でさらに充実したものを作つていただければと考えている。

○事務局

テールゲートリフターについては安全衛生教育の必要性、そして委員会の結論を得た上で義務付けの方向性を精査していくことになる。我々は教育を行う際のテキストを作成しており、点検の項目についても特別教育を含めたカリキュラムを検討する。具体的な取扱い方法については、できれば実機を使用して実技も含めて教育の必要性があると考えているので整理して対応することは可能である。

○安部委員

当委員会発足に当たり、車体工業会のテールゲートリフター分科会に参加している10社で集まって4～5回議論を行った。メーカー側としても事故が多いのは認識しており、どこのメーカーも安全第一という意見は一致している。資料5の別紙について、将来的なことについては今後考慮して開発していかなければならないが、一方で既存の物については、①②に示しているとおり、すでに物を載せるために設計したものに

対して人を乗せるということはリスクがあるということと、製造物の責任という面からも全社共通の意見で難しいということであった。また③に示しているが、荷物を人が支えるということをなくさなければ事故は発生する。荷物が動くことが一番の問題であり、仮に既存のテールゲートリフターで人を昇降できるようになったとしても、荷物が動くのであれば事故は減らないどころか、そのような危ない状況で人も昇降して良いとなると逆に事故が増えるのではないかという意見もあった。今後も当委員会は続けていくため、何か既存の物に応用できることがあれば協力していきたい。

○宿谷委員

テールゲートリフターを使用してロールボックスパレットを運ぶときに、人が寄り添ってはいけないのであれば、どのように人は昇り降りするのか？

○大西（明）委員

荷を降ろす場合であれば、荷台から昇降板を荷台と地面の中間の時点で止めて、作業者は昇降板を階段のようにして地面まで降り、地面から再度リモコンでテールゲートリフターを操作し地面まで降ろす。昇るときは降ろすときの逆。

○宿田委員

40年間物流の現場にいたが、作業者がそのようなことを行うと思えない。現実的に守られることを世に出すべきなのではないか。メーカー側の意見も分かるが、実際の現場は切迫している。守られることを推奨しないと、物流業界の効率化にも安全推進にも繋がらない。もう少し効率的なものを推奨できないか。

○大西（明）委員

現在物流業界では人員も減っている中、効率化を行えなければ、安全だからという理由で作業時間が余計にかかるなどをやつてはもらえない。結局人も一緒に昇降することになる。一緒に昇降するのであれば荷物が動かない状態を作り出さないといけない。委員会では折り合いがつかなかつたので、このような結論になったとご理解いただきたい。

○宿谷委員

物流現場の作業は荷主も含めた混合作業であるが、荷主に対しては意見がしづらい。物流現場での安全に対する問題を提起して、教育を広く行い、荷主を含めた物流現場に関係する様々な組織に現状を知つてもらうことが今回の議論の大きな成果になるのではないかと考える。物流業界における安全や効率化は荷主の協力と理解が必要だと分かってもらえば間接的に事故が減っていくのではないか。このような流れが起きるような努力が必要であり、パレット協会としても講習関係で協力できることがあれば、加盟しているパレットメーカーに相談していきたい。

○黒川委員

資料5の2番について、U字型のロールボックスパレットは斜めになっていて、テールゲートリフターで昇降する際に衝撃ですぐに旋回してしまい危険ということである

が、走行する際に危険はないのか？

○大西（明）委員

普通の地面であれば大丈夫なのではないかと考える。なぜU字型を使用しているかというと、L字型ではロールボックスパレットを畳んで重ねていった場合どんどん横に広がってしまうが、U字型であれば、真っすぐそのまま収納できるメリットがある。倉庫で綺麗に管理できるようになっている物であると考えられるが、テールゲートリフターに載せることまで考えて開発されていない。このようなロールボックスパレットをテールゲートリフターで使用すると危険であるということが知られていなかつたことが問題である。

○二村委員

今の物流の現状を考えると理想と現実が合っていないが、一方で現実に合わせてばかりでは一向に前に進まない。今できることを考える必要があり、手始めに教育を行う必要があると考える。大切なのは教育の中身であり、荷物がテールゲートリフター上で動かないようにしなければならないのであれば、キャスター STOPPER の点検義務化等を決めてキャスター STOPPER の不具合を無くすことも重要である。

○大西（明）委員

二村委員の意見のとおり、まずやらなければならないのは荷を動かないようにすることである。キャスター STOPPER については、付いていないロールボックスパレットもあり、その場合はどう歯止めをするのかという問題になる。例えば棒を刺して歯止めをするということは危険なので定義を考えなければならない。また、ロールボックスパレットに備わっているキャスター STOPPER は、あくまで車輪を止める役割であり、旋回は止められない。重い荷を積載し重心が高い状態であると、それだけで転倒してしまう。旋回をいかに防止するかということを提案できなければ、荷を動かさないようにするということは実現しない。今後安衛研でも逸走防止の提案をしていく。

○森山委員

一般の方は物流のことを分かっていない。例えばテールゲートリフターを見ても、人も一緒に昇降すればいいのではないかと考えてしまう。この検討会で陸運業での作業者や荷主のことが議論に出ているが、実際にスーパーなどで作業をしているのは物流のこと自体を知らないパートたちであり、これらの方に物流に伴う危険を知ってもらうことが災害を減らすためには大切である。例えば、子供の社会の教育で物流は荷物を運ぶだけではなく、こんな危険が伴うというのを教えることができれば、直接物流に関わらない人たちにも周知していく。このように一般の方へ危険性が伝わるような教育であったり広報はできないだろうか。テールゲートリフターの構造を変えるというハード面だけではなく、ソフト面で考えていくことも大切である。

○苦瀬座長

物流に対する危険という話しが出たが、ここで事務局が用意したテールゲートリフ

ター及びロールボックスパレット関連の災害分析の報告を行えはどうか。

○事務局

「資料6」に基づいて、陸運業におけるテールゲートリフター及びロールボックスパレット関連の災害について分析した結果、現状のフォークリフトと同等レベルの重篤性があることを説明

○苦瀬座長

資料5の4番についてはそれぞれの立場があり、意見をまとめることが難しく、現状できないことを無理やり決めることは良くない。作業者の問題、荷主の問題、車体やパレット自体の問題等色々あるが、それぞれの立場の方が対応できることを調整して、いずれ解消していくことを期待している。

1～3番については安全衛生教育等において適切に対応することとしてよろしいか。

→全委員了承

○事務局

今後この検討会での提言を報告書としてまとめていただくが、荷主の問題等直ちに解決できない問題も意見としてまとめて報告書に反映させ、厚労省に引き継いでいただこうと考えている。今週中にご意見をいただき事務局で整理する予定であるため、ご協力をお願いしたい。また、テールゲートリフター構造要件委員会で出ている具体的な提案を承認できるのであれば、この検討会の報告書にもテールゲートリフター構造要件委員会の結論を実現させて欲しいと盛り込むことができると考えている。

○苦瀬座長

陸運事業者と荷主という区分けではなく、陸運事業者でも経営者とドライバー、荷主でも店長と作業者では立場が違う。また、車体自体またはパレット自体に工夫できることがないのかということも考えなければならない。

○大西（明）委員

車体自体やテールゲートリフター、ロールボックスパレット等をより良い設備として改良していくことは可能である。しかし、テールゲートリフター構造要件委員会での製造メーカー側の意見では、改良したものを製造しても本当に買ってもらえるのかということを重視していた。例えば、テールゲートリフターであれば安全柵を付けたものを製造しても、法律で安全柵を設置しなければならないとなつていなければ、結局荷主は購入しようとしない。ロールボックスパレットであれば、キャスターの旋回防止機能が付いたものに今後製造するものを置き換えていくことはできるが、荷主が購入してくれるとは限らない。最終的には荷主側の理解があった上で製品開発となるということが問題である。

○高瀬委員

フォークリフトについても、現在様々な安全機器を推進していく中でお客様にコスト面で理解していただけないということがある。そこで我々はJIS規格等に取り入

れて標準化し、車両自体のバージョンアップを行う中でコストの上昇についても理解していただいた。それは、明らかに災害の抑止効果があると感じてもらえていたため理解いただけたと考えているが、逆にその効果が見えづらくコスト面だけ目立つとお客様には避けられてしまう。厚労省とはフォークリフトの安全機器の普及について議論もさせていただいているので報告書に盛り込んでいきたいと考えている。また、メーカー側で実施できることとして安全教育がある。基本的にはフォークリフトは法律で決められていることが多いので、守ってもらえば防ぐことができる災害も多い。しかし、パレットに人を乗せてフォークリフトで昇降させ人が落下するという用途外使用の事故というのはいまだに発生しており、これらはメーカー側では防げない。絶対に行わないで欲しい行為というのは、別途強く発信していきたいと考えている。

○宿谷委員

ロールボックスパレットのキャスターは止まらない物も多い。そのようなキャスターがあるにも関わらず、テールゲートリフターに載せたときは人が乗ってはいけないということであるが、実際にはテールゲートリフター上で人が支えていれば防げた物損事故もある。ロールボックスパレットは様々な荷主が用意しており、使用期間も長いうえにキャスターの整備もあまり行われない。キャスターがそのような状態であるにも関わらず、テールゲートリフター上では手を離せというのは難しい。作業者にとって何が大切なのか考えないといけない。また、コンビニ等で荷受けをするアルバイトのような経験期間が短い方の事故も多く、こまめな教育を行っていくことも大切である。

○大西（明）委員

テールゲートリフターにロールボックスパレットを載せたときはキャスターが動いてしまうが、複数のユーザーからは、荷物から手を離すからこそ事故が起きるので、キャスターは動く方が良いという強い意見があった。陸運事業者は荷主から与えられた物を使うしかないので、現状ある機器をどう扱うのかということに重点を置いている。

しかし、事務局としてはキャスターが動く状態は危険であると判断しているため、止めることを提案している。また、キャスターの点検は大切であるが、点検を行う実施者は荷主であり陸運事業者ではないと考えている。そもそも荷物が積載された状態で荷主から渡される場合も多々あり、そのような環境で、なぜドライバーが点検まで行わないといけないのか。今後、特別教育化されるのであればキャスターの点検は非常に大切であるが、所有者が責任を持って点検を行うことにしなければ、安全にはならない。

【議題（3）安全衛生教育の徹底について】

○事務局

「資料7-1」「資料7-2」に基づいて労働安全衛生法令上の教育の種類と特別教育の規定について、「参考資料」に基づいてテールゲートリフター・ロールボックスパレ

ットにかかる安全衛生教育の重要性及び法令への義務付けの必要性について説明

○事務局

テールゲートリフターの安全衛生教育義務化の対象は基本的に陸運業に限定されると考えるが、ロールボックスパレットについては陸運業以外の多岐の業種にわたって使用されているため、その全てに一定の事業者負担のある特別教育レベルの教育が必要か否かは、他業種の災害発生状況を踏まえ慎重に検討する必要がある。本検討会においてそこまでの検討は可能か。

○大西（明）委員

テールゲートリフターについては特別教育化してもらわないと困る。ロールボックスパレットについては、荷物を積載していないものを運搬する作業にまで特別教育化するのは難しい。作業指揮者を参考にし、ロールボックスパレットを含め100kg以上の運搬作業を常時行っている作業者を対象とする、というような考えをしなければ現実的ではない。

○大西（政）委員

業界の立場から言うと法令での義務化には慎重になるが、テールゲートリフターについては、法令の特別教育はやむを得ないと考える。ロールボックスパレットについて、荷主側への教育が難しいとのことであったが、実際に荷主も作業を行っており、トラック業界側としては荷主側へも教育を行ってもらいたいという希望もある。厚労省と協力し荷主側への特別教育を進めていただきたいと考える。

○事務局

ロールボックスパレットについて、荷主側へ特別教育を行うことは必要であると考えているが、ロールボックスパレットは多岐にわたる業種で様々な使われ方をしている。特別教育となると荷主等以外で使用しているような業種や作業にまで広範囲の事業者に義務化となるため、慎重になる。

○佐藤技術審査官

特別教育は業種を限定することは難しく、危険な作業を対象としている。作業の危険度を整理することはできても、陸運業以外の業種にも影響があるのであれば、しかるべき手続きが必要となる。

○苦瀬座長

厚労省に確認であるが、そもそもこの検討会は、陸上貨物運送業における荷役作業に関係していれば、違う業種への安全対策について議論して良いのか？

○佐藤技術審査官

陸運業以外の業種に対しては、あくまでご意見として提言していただいたものを厚労省が受け取って、別途整理したい。

○苦瀬座長

検討会としての結論は、テールゲートリフター作業については、安全衛生教育を法令

上義務付ける必要があり、教育カリキュラム等の詳細は前回提出された事務局案を踏まえ検討する。ロールボックスパレット作業については、陸運業以外での使用状況や災害発生状況等が把握されていないため、厚労省で引き続き対応していただく、との取りまとめでよろしいか。

→全委員了承

○事務局

ロールボックスパレットについて、教育の重要性は理解している。陸災防でも平成28年から国の支援を受けて講習会を実施した。荷主作業安全ガイドラインのように通達で今まで以上に対応していくことはできるため、今後報告書で整理していきたい。

【議題（4）報告書目次(案)について】

○事務局

「参考資料」に基づいて、検討会報告書の目次（案）について説明

○苦瀬座長

目次だけでは何とも言えないので、次回報告書の中身ができるから議論したいと考えるが、目次の時点では何か意見はあるか？

○黒川委員

第4の1は、昇降設備と保護帽についての話しが出ると考えるが、保護帽は墜落・転落の防止対策ではなく、事故が発生したときの怪我の程度を下げるものなので、墜落・転落防止対策及び保護帽についてのような記載に変えた方が良い。

○高瀬委員

第4の3の（1）でフォークリフトについて記載いただけたことであるが、第3回の検討会で、フォークリフトにおける安全装置の取り付け等の義務化を含め、安全なフォークリフトの普及にはどのような考えがあるかを議論いただいた。そのときに現在このような安全装置が開発・普及しつつあることや、今後普及させていきたいという話しをした。その内容も報告書に盛り込んでいただければと考える。また、先ほども述べたパレットに人を乗せてフォークリフトで昇降させ人が落下するという、機械の技術では改善することが難しい事故というのは、行わないよう強く徹底を促さなければならないが、報告書に記載する箇所としては、第4の3の（1）なのか第4の4の荷主等庭先での荷役作業に記載するのか検討いただきたい。

○事務局

現状、フォークリフトの用途外使用については、法令上は一定の対策を講じれば使用して良いことになっている。しかし、陸災防としては高瀬委員と同じ意見であり、陸上貨物運送事業労働災害防止規程では用途外使用を全て禁止している。今後法令も含めて用途外使用を全て禁止にするべきという意見は理解した。

○苦瀬座長

次回に報告書の内容について議論するが、検討会当日に報告書を見てもすぐに意見が出ないため、一週間ほど前に作成したものを各委員に見せること。

また、今回までの議論を踏まえ、次回の最終回で報告書を取りまとめるには時間が足りない。事前に厚労省及び事務局と協議したところ、各委員のご了承が得られれば、8月中にもう1回検討会を開催の上、報告書を取りまとめることとしてよろしいか。

→各委員了承

○事務局

以下を今後の開催予定とする。

第9回（次回）：7月25日（月）14：00～16：00

第10回（最終回）：8月26日（金）9：30～12：00